

第8期介護保険事業計画における『自立支援・介護予防又は重度化防止に関する取組と目標』の報告

差し替え_資料7

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）において、市町村介護保険計画の必須記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を定めることとされました。市町村は、これら取組と目標の達成状況に関する調査分析を行い、その評価結果を公表するように努めるとともに、都道府県知事に報告することとされました。

1 取組と目標の達成状況に関する評価 別紙のとおり

2 要介護認定率の推移 市・県・国比較

3月末時点 (%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
胎内市	18.5	17.6	18.0	17.6	18.1	17.4	17.1	17.0
新潟県	18.6	18.6	18.7	18.8	18.8	18.7	18.6	18.7
国	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0	19.4

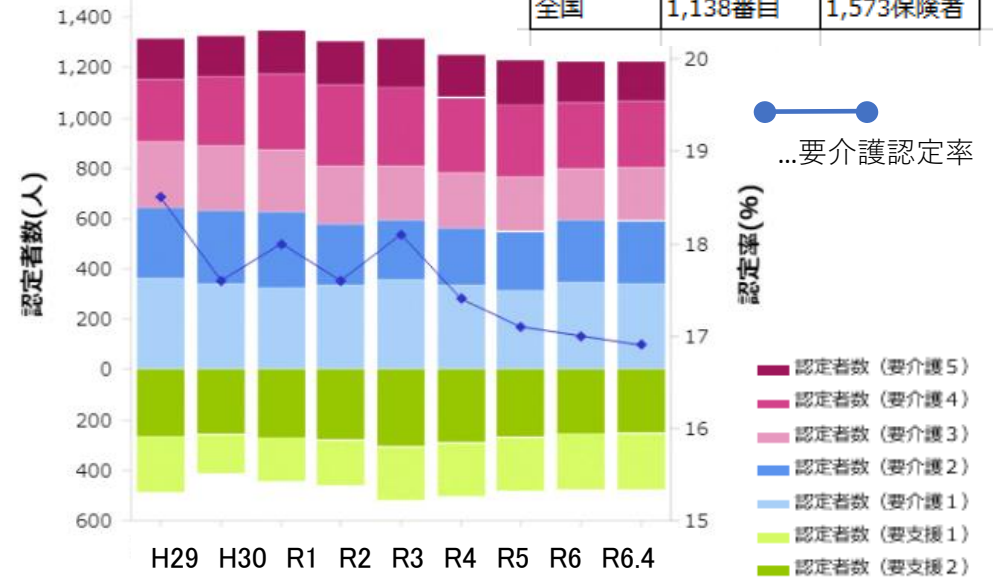
※地域包括ケア「見える化」システムより

年齢調整済み軽度者・重度認定率の市・県・国比較 (2022年時点)

年齢調整済み	胎内市	新潟県	全国
軽度者認定率 (要支援1～要介護2) %	9.8	11.0	12.5
重度認定率 (要介護3以上) %	6.3	6.7	6.5

※地域包括ケア「見える化」システムより (2024.2月出力)

胎内市の認定率の降順		
新潟県内	25番目	30保険者
全国	1,138番目	1,573保険者



(出典)平成28年度から令和3年度:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」,令和4年度から令和5年度:「介護保険事業状況報告(3月月報)」,令和6年度:直近の「介護保険事業状況報告(月報)」

要介護認定率は、新潟県、全国のいずれと比較しても低値であり、令和6年3月末の胎内市の高齢化率は37.45%であり、昨年度末から0.57%上昇したにも関わらず、要介護認定率は0.29%低下している。また、年齢調整済みの軽度者認定率は、新潟県、全国と比べ低い。この要因として、要介護状態になる前の事業対象者や要支援者のハイリスク高齢者を対象にした、介護予防教室の実施や、一般高齢者に対する介護予防事業として、「介護予防に資する通いの場」等の地域支援の他、介護予防研修会の開催しており、リハビリ専門職を中心に多職種による介護予防事業を展開したことにより、市民の一人一人の介護予防活動の意識が向上し、実践していただいている効果と考える。

引き続き、身近な地域で実施する「住民主体の通いの場」の取組支援等の地域支援の継続、市ホームページ内にある「介護予防大作戦」Webページの拡充を行い、「たいない健康度チェック表」を用いて高齢者の心身機能の低下を早期に発見し、健康相談や介護予防取組、各種介護予防教室につなげる等の取組を進め、自立支援・介護予防又は重度化防止の取組をすすめていく。

